附属機関	警察大学校	一九三人	
	科学警察研究所	一二九人	
	皇宮警察本部	九三七人	うち、八九七人は、皇宮護衛官とする。
	計	一、二五九人	うち、八〇人は、警察官とし、八九七人は、皇宮護衛官とする。
地方機関	管区警察局、東京都警察情報通信部及び北海道警察情報通信部	四、一七一人	うち、七八四人は、警察官とする。
	合計	八、〇五四人	うち、二、三一一人は、警察官とし、八九七人は、皇宮護衛官とする。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（足跡取扱規則の一部改正）

第五条　足跡取扱規則（昭和五十四年国家公安委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正前	改正後
（遺留足跡等の採取及び送付） **第３条**　［略］ ２　関東管区警察局サイバー特別捜査部企画分析課長又は特別捜査課長（以下「関東管区捜査担当課長」という。）は、現場鑑識を必要とする犯罪の発生を知つたときは、関係する警視庁、道府県警察本部若しくは方面本部の犯罪捜査を担当する課長若しくは隊長又は警察署長に対して、所属職員の臨場を依頼するものとする。 ［３・４　略］	（遺留足跡等の採取及び送付） **第３条**　［同左］ ２　関東管区警察局サイバー特別捜査隊長は、現場鑑識を必要とする犯罪の発生を知つたときは、関係する警視庁、道府県警察本部若しくは方面本部の犯罪捜査を担当する課長若しくは隊長又は警察署長に対して、所属職員の臨場を依頼するものとする。 ［３・４　同左］
（重大サイバー事案に係る犯罪の捜査に関する協力の求め） **第12条**　関東管区捜査担当課長は、警察法（昭和29年法律第162号）第５条第４項第６号ハに規定する重大サイバー事案に係る犯罪の捜査における足跡の収集、管理及び運用に関し、必要があると認めるときは、関係都道府県警察の警察署長等に協力を求めることができる。	（重大サイバー事案に係る犯罪の捜査に関する協力の求め） **第12条**　関東管区警察局サイバー特別捜査隊長は、警察法（昭和29年法律第162号）第５条第４項第６号ハに規定する重大サイバー事案に係る犯罪の捜査における足跡の収集、管理及び運用に関し、必要があると認めるときは、関係都道府県警察の警察署長等に協力を求めることができる。
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（犯罪手口資料取扱規則の一部改正）

第六条　犯罪手口資料取扱規則（昭和五十七年国家公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正前	改正後
（手口記録の作成） **第三条**　［略］	（手口記録の作成） **第三条**　［同上］

附属機関	警察大学校	一九一人	
	科学警察研究所	一二八人	
	皇宮警察本部	九二二人	うち、八八二人は、皇宮護衛官とする。
	計	一、二四一人	うち、八〇人は、警察官とし、八八二人は、皇宮護衛官とする。
地方機関	管区警察局、東京都警察情報通信部及び北海道警察情報通信部	四、一七四人	うち、七五六人は、警察官とする。
	合計	八、〇二六人	うち、二、二九一人は、警察官とし、八八二人は、皇宮護衛官とする。